

岩手県告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
水沢みなみ皮フ科	奥州市水沢区真城字杉山下70番地 1	平成24年5月1日
うじょう歯科クリニック	久慈市湊町第15地割32番地15	〃
リリィ薬局水沢店	奥州市水沢区真城字杉山下70番地 3	〃
小豆嶋歯科クリニック	岩手郡滝沢村滝沢字留が森362番地 5	平成24年5月7日